

# 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第22条の規定に基づく埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年埼玉県条例第18号）で定める埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 埼玉県の全ての職員は、県民の生命及び健康を保護し、並びに県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、本部の活動に尽力しなければならない。

## 第2章 埼玉県新型インフルエンザ等対策本部

(設置及び廃止)

第3条 本部は、法第15条第1項の規定により内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されたときに設置するものとする。

2 本部は、法第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときに廃止するものとする。

(本部長、副本部長、本部員及び副本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

- (1) 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。） 知事
- (2) 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。） 副知事
- (3) 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。） 公営企業管理者、下水道事業管理者、教育長、教育局教育総務部長、警察本部長、知事室長、埼玉県部設置条例（昭和28年条例第1号）に規定する部の長、会計管理者、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長
- (4) 新型インフルエンザ等対策副本部員（以下「副本部員」という。） (3)を除く各部局の部長級又は副本部長級職員

(本部会議)

第5条 本部長は、新型インフルエンザ等対策（法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）を総合的に推進するため、必要に応じ、本部会議を招集し、主宰する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。この場合において、副本部長が2人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

4 副本部員は、本部員を補佐し、本部員に事故があるとき、又は本部員が欠けたときは、本部員の職務を代理する。

5 本部長は、国の職員その他本部員又は副本部員以外の者を本部会議に出席させ、意見を求めることができる。

### 第3章 部

#### (部の組織及び職制)

第6条 本部に、新型インフルエンザ等対策を実施するため、別表第1の総局及び部を置き、同表に掲げる業務を分担する。

2 部に部長、副部長を置き、それぞれ別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 各部には、業務ごとに班を置く。班には班長を置き、班長は、所属職員を指揮監督し、班の業務を遂行する。

#### (各部の構成)

第7条 本庁の課、及び地域機関は、平常時の部局の長が属する別表第1の部に属することとする。

2 地域機関は、前条第2項の部長の指揮監督のもとに行われる平常時の部局の長の指示により、所管する業務における新型インフルエンザ対策その他必要な業務を、各地域機関において実施する。

#### (本部連絡員)

第8条 本部に本部連絡員を置くこととし、本部員が指名する。

2 本部連絡員は、本部員の指示を受け、各部との連絡調整に当たるものとする。

#### (統括部職員等の派遣)

第9条 本部長は、新型インフルエンザ等対策を円滑に実施するため、別表第1に規定する統括部から各部に、また、各部から統括部又は医療部に職員を派遣することができる。

#### (部の運営)

第10条 部の運営に関し必要な事項は、各部長が別に定める。

### 第4章 新型インフルエンザ等対策

#### (職員の配備体制)

第11条 新型インフルエンザ等対策を実施する職員の配備体制は、次のとおりとする。

(1) 本部を設置して新型インフルエンザに関する情報の収集、及び県内発生や緊急事態措置(法第2条第3号に規定する緊急事態措置をいう。以下同じ。)に備えた必要な対策等を実施する体制 警戒体制

(2) 本部を設置して県内での発生に対応し、又は緊急事態措置を実施する体制 非常体制

配備体制の区分	配備基準	活動内容
警戒体制	海外又は本県以外の国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び本部が設置された場合	情報の収集、及び県内発生や緊急事態措置に備えた必要な対策等を実施する。
非常体制	県内で新型インフルエンザ等が発生した場合、又は法第32条第1項に基づき県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域として公示された場合	新型インフルエンザに対応することとしている全ての人員で県内での発生に対応し、又は緊急事態措置を実施する。

(動員計画)

第12条 前条の配備体制における職員の動員計画については、部長に充てられる者が、別表第2に掲げる動員基準に従い、それぞれ別に定める。

2 前項の動員計画には、部の業務の必要に応じて、地域機関を含めて定めるものとする。

(応援の要請)

第13条 本部員は、配備職員をもって十分な新型インフルエンザ等対策を実施できないときは、本部長に応援を求める。

## 第5章 雑則

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部条例の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第8条関係）

部の組織及び職制

本部長	本部の統括
副本部長	本部長の補佐 本部長の職務の代理

総局名	部名	部長	副部長	主な分担事務
統括総局	統括部	危機管理 防災部長	危機管理防災 部副部長 保健医療部健 康政策局長	<p>本部の運営に関すること</p> <p>国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること※</p> <p>他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること※</p> <p>部間等の新型インフルエンザ等緊急事態措置の調整に関すること</p> <p>市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること※</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること※</p> <p>外出自粛の要請に関すること</p> <p>興行場、催物等の制限等の要請・指示に関すること</p> <p>報道機関に対する発表に関すること※</p> <p>新型インフルエンザ等に関する広報全般に関すること※</p> <p>インターネット等による情報発信に関すること※</p> <p>※印：医療部が実施する医療上の業務に関すること、又は医療関係事業者に関することを除く。</p>
	渉外財政部	企画財政 部長	企画財政部政 策・財務局長 企画財政部行 政・デジタル 改革局長 企画財政部地 域経営局長	<p>国への要望に関すること</p> <p>全国知事会、関東地方知事会等に関すること</p> <p>新型インフルエンザ等対策予算に関すること</p> <p>その他渉外財政に関すること</p> <p>防災基地の開設及び運営に関すること</p>
	議会部	議会事務 局長	議会事務局副 事務局長	議会に関すること

総局名	部名	部長	副部長	主な分担事務
医療総局	医療部・救済福祉部	保健医療部長 福祉部長	保健医療部医療政策局長 保健医療部食品衛生安全局長 福祉部少子化対策局長 福祉部副部長 地域包括ケア局長	統括部の分担事務で※印のあるもののうち、医療上の業務に関する事又は医療関係事業者に関する事 本部の設置に関する事 新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関する事 帰国者・接触者の相談に関する事 医療提供体制の確保に関する事 感染症法に基づく措置等に関する事 特定接種、及び住民の予防接種に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 埋・火葬の調整に関する事 医療関係団体との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事 新型インフルエンザ等発生時の要援護者対策にかかる市町村への要請に関する事 社会福祉施設の新型インフルエンザ等対策に関する事 その他救援に関する事 院内感染症対策に関する事 ホワイト施設確保に関する事 病床確保に関する事 中軽症者施設運用に関する事 PCR/検査管理・増強に関する事 オンライン受診の促進に関する事 患者トリアージに関する事 クラスター対策・疫学調査に関する事 建築物対応に関する事（県土整備部と共に行う）
県民総局	総務部	総務部長	総務部人財政策局長	職員の健康等に関する事 私立学校の新型インフルエンザ等対策に関する事 庁舎における感染防止対策に関する事
	県民安全部	県民生活局長	県民生活部県民スポーツ文化局長 県民生活部県民共生局長	海外渡航者への注意喚起及び情報提供に関する事 生活関連物資等の価格の安定措置に関する事 買占め・売り惜しみ対策に関する事
	食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関する事 物資（食料）集積地の指定及び管理に関する事

総局名	部名	部長	副部長	主な分担事務
				応援物資（食料）の受入れに関すること 特定物資（食料）の仕分け、配分に関する こと その他物資（食料）に関すること
	物資部			物資（生活必需品）の調達に関すること 物資（生活必需品）集積地の指定及び管理に 関すること
		環境部長	環境部副部長 環境部環境未 来局長	応援物資（生活必需品）の受入に関すること 特定物資の売渡しの要請等に関すること 特定物資（生活必需品）の仕分け、配送に関 すること 呼吸器・消毒薬・防護服の調達に関すること その他物資（生活必需品）に関すること
	環境対 策部			廃棄物の処理に関すること その他環境保全に関すること
	輸送部	会計管理 者	総務部契約局 長	緊急物資の運送の要請・指示に関すること 緊急物資の輸送（運送）に関すること 輸送（運送）事業者との連絡調整に関するこ と 輸送（運送）手段、燃料に関すること 交通情報に関すること その他輸送（運送）に関すること
	文教部	教育総務 部長	県立学校部長 市町村支援部 長	県立学校・市町村教育委員会の新型インフ ルエンザ対策に関すること その他教育に関すること
経済総局		産業労働 部長	産業労働部雇 用労働局長 産業労働部副 部長	中小企業対策に関すること 金融対策に関すること
	応援部	県土整備 部長	都市整備部長 企業局長 下水道局長 監査事務局長 人事委員会事 務局長 労働委員会事 務局長	他の部の応援に関すること

注) 統括部の※印の分担業務のうち、医療上の業務に関すること、又は医療関係事業者に関する  
 ことを医療部が実施したときは、医療部は、遅滞なく統括部へ報告し、緊密な連携を図るも  
 のとする。

別表第2（第11条関係）

職員の動員基準

部 名	警戒体制（人）		非常体制（人）	
	本庁	地域機関	本庁	地域機関
統括部	5	0	13	0
医療部	18	44	40	142
渉外財政部	2	4	5	10
総務部	2	0	19	0
県民安全部	2	0	18	5
食料部	2	0	2	0
経済総局	2	0	2	0
環境対策部	2	0	6	0
救援福祉部	2	0	23	6
輸送部	2	0	2	0
文教部	2	0	13	6
議会部	2	0	2	0
応援部	8	0	8	0
計	51	48	153	169
	99		322	

物資部は食料部及び環境対策部の共管とする